

農地所有適格法人報告書

報告する事業年度の終了日

(自: 令和4年10月1日 ~ 至: 令和5年9月30日)

報告する法人の事業年度の開始日

令和〇〇年〇〇月〇〇日 提出

(宛先) 柳井市農業委員会会長

提出日を記入してください。

主たる事務所の所在地 〒 742-0031 柳井市南町一丁目10番2号

名称(法人名) 株式会社やないファーム
及び 代表者氏名 代表取締役 柳井 太郎

(連絡先電話番号 0820-22-2111(会社)090-0000-0000(代表者携帯))

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

法人の名称は、法人登記簿に記載されているとおりに記入してください。

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	株式会社やないファーム 代表取締役 柳井 太郎		
主たる事務所の所在地	柳井市南町一丁目10番2号		
経営面積 (ha) (1ha=10,000㎡)	所有農地の有無	有 <input checked="" type="radio"/>	無 <input type="radio"/>
	田	9.0 (柳井市8.2 〇〇市0.8)	
	畑	3.5 (柳井市2.0 〇〇市1.5)	
	採草放牧地		
法人形態	株式会社 <input checked="" type="radio"/>	農事組合法人 <input type="checkbox"/>	合名会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> 合同会社 <input type="checkbox"/>

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農業以外の事業は記入する

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
実績	米、小麦、大豆	農作業受託	造園業
翌事業年度の計画	米、小麦、大豆	農作業受託	造園業

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	15,100,000円	2,500,000円
報告対象年度の1年前(実績)	15,600,000円	2,300,000円
報告対象年度(実績)	16,120,000円	2,600,000円
翌事業年度の計画	16,300,000円	2,500,000円

翌事業年度の計画は、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載する。

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

「国籍等」「在留資格又は特別永住者」の欄は、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載する。以下、同じ。

所有権は、自己所有農地を法人に提供（出資または譲渡）した場合。

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託の内容
					農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		
					権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	
柳井 太郎	柳井市南町一丁目10番2号	日本		50	所有権 質貸借権 使用貸借権	9,000 5,000 6,000	240	240	
柳井 花子	同上	同上		20			240	240	
柳井 次郎	同上	同上		10			240	240	
柳井 三郎	同上	同上		10			240	240	
<p>農地を所有する農地所有適格法人の場合で、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「住所又は主たる事務所の所在地」「国籍等」「在留資格又は特別永住者」の欄を記載する。</p>									

議決権の数の合計

90

農業関係者の議決権の割合

90 (%)

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：

240 日

(2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計

10

農業関係者以外の者の議決権の割合

10 (%)

農業関係者以外の者の議決権は、2分の1未満（50%未満）であること。

（留意事項）

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

農作業とは、農業に直接必要な作業で、収穫等の記載や集金などは含みません。

農作業とは、農業に直接必要な作業です。帳簿等への記載や集金などは含みません。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事 日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年 度の計画	直近実績	翌事業年 度の計画
柳井 太郎	柳井市南町一丁目 10番2号	日本		代表取締役	240	240	240	240
柳井 花子	同上	同上		取締役	240	240	240	240
柳井 次郎	同上	同上		取締役	240	240	240	240
柳井 三郎	同上	同上		取締役	240	240	240	240

役員のうち過半数は、法人における農業や農業関連業務に常時従事（原則年間150日以上）し、かつ、役員または重要な使用人（農場長など）の1名以上が、農作業に従事（原則年間60日以上）することが必要です。

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間従事 日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	翌事業年 度の計画	直近実績	翌事業年 度の計画

この使用人の従事状況は、上記4の(1)の者のうち、法人の農業に常時従事する者（原則150日以上）で、かつ、必要な農作業に（原則）60日以上従事する者がいない場合に記入する。
上記の業務執行役員の中にいる場合は、記入不要です。

(記載要領)

- 1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含まれます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。
- 6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。
- 7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。